

# 厚木市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)に定めるものほか、特定教育・保育等に要する費用の額(以下「公定価格」という。)の基本加算部分、加減調整部分、乗除調整部分及び特定加算部分(以下「各種加算等」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (各種加算等の認定の要件)

第2条 各種加算等の認定の要件は、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。)に定めるところによる。

## (各種加算等の申請)

第3条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に定める特定教育・保育施設の設置者及び法第29条第1項に定める特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設設置者等」という。)が、各種加算等の認定を受けようとするときは、市長が定める日までに、公定価格各種加算等申請書に各種加算等の認定に必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

## (各種加算等の認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、公定価格各種加算等認定通知書により特定教育・保育施設設置者等に通知するものとする。

## (市外の特定教育・保育施設等に入所している児童にかかる加算認定)

第5条 市外の法第27条第1項に定める特定教育・保育施設及び法第29条第3項1号に定める特定地域型保育事業所について、当該特定教育・保育施設等の所在する地方公共団体が各種加算等以外の加算項目等を認定している場合、当該地方公共団体の行った認定を準用し、予算の範囲内において給付を行うものとする。

## (年度当初における各種加算等の適用)

第6条 年度当初から厚木市長又は神奈川県知事が認定した各種加算等が適用さ

れるまでの間は、前年度に認定した各種加算等を適用するものとする。ただし、新たに各種加算等の適用を受けようとする施設等にあっては、各種加算等の適用に必要となる資料を市長に提出し、これにより仮認定した各種加算等を適用するものとする。

(状況報告)

第7条 第4条の規定により認定を受けた特定教育・保育施設設置者等は、各月初日及び月途中に入所し、又は退所した教育・保育給付認定子どもの数並びに各月初日の職員の配置状況について、市長に報告しなければならない。

(各種加算等の変更に係る申請等)

第8条 市長は、前条の報告を受け、第3条の申請の内容に変更が生じたとき又は特定教育・保育施設設置者等が利用定員を変更したときは、各種加算等の認定を変更することができるものとする。

2 特定教育・保育施設設置者等が各種加算等の認定を変更する場合は、前項の場合を除き、公定価格各種加算等変更申請書に必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(各種加算等の変更の認定)

第9条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、公定価格加算等変更認定通知書により、特定教育・保育施設設置者等に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 次に掲げる加算の認定を受けた特定教育・保育施設設置者等は、年度終了後速やかに、実績報告書に必要な資料を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 施設機能強化推進費加算
- (2) 高齢者等活躍促進加算
- (3) 休日保育加算
- (4) チーム保育推進加算
- (5) 処遇改善等加算

(是正指示)

第11条 市長は、法第14条第1項、第38条第1項及び第50条第1項の規定による検査等により、各種加算等の申請の内容に是正すべき点があると認めるとときは、特定教育・保育施設設置者等に必要な是正を指示することができる。

(各種加算等の認定の取消し)

第 12 条 市長は、法第 14 条第 1 項、第 38 条第 1 項及び第 50 条第 1 項の規定による検査等により、特定教育・保育施設設置者等が虚偽又は不正の手段により加算の認定を受けていることが認められた場合には、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、公定価格加算等認定取消通知書により、特定教育・保育施設設置者等に通知するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 9 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

ただし、第 5 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。